宮古信用金庫の現況

REPORT 2021

2020年4月1日~2021年3月31日

資料編

CONTENTS

〇総代芸制度・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
○経営管理体制・・・・・・・・・・・・ ∠	1
○リスク管理体制・・・・・・・・・・ 5	5
〇コンプライアンス(法令等遵守)体制・・・・・ 7	
〇金融ADR制度への対応・・・・・・・・・	
○最近5年間の主要な経営指標の推移・・・・・・ 9)
〇主要な業務の状況を示す指標・・・・・・ S)
1.業務粗利益	,
2.業務純益	
3.利鞘	
4.資金運用収支の内訳	
4.貞並建州収入の内部	
6.利益率	
	ı
〇預金に関する指標・・・・・・・・・ 1 1	
1.預金積金及び譲渡性預金平均残高	
2.定期預金残高	
○貸出金等に関する指標・・・・・・・・・11	i
1.貸出金平均残高	
2.貸出金残高	
3.貸出金の担保別内訳	
4.債務保証見返の担保別内訳	
5.貸出金使途別残高	
6.貸出金業種別内訳	
7.貸出金償却	
8.預貸率	
○有価証券に関する指標・・・・・・・・・13	₹
1.商品有価証券平均残高	•
2.有価証券の種類別の残存期間別の残高	
3.有価証券平均残高	
4.預証率	
	1
〇貸借対照表・・・・・・・・・・・・ 1 2	•
〇損益計算書・・・・・・・・・・・・・・・20)
〇リスク管理債権、金融再生法開示債権・・・・・21	
1.信用金庫法に基づくリスク管理債権	
2.金融再生法に基づく開示債権	
〇自己資本に関する事項・・・・・・・・23	3
1.自己資本の構成に関する事項	•
2.定量的な開示事項	
(1)自己資本の充実度に関する事項	
(2)信用リスクに関する事項	
(証券化エクスポージャーを除く)	
(3)信用リスク削減手法に関する事項	
(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の	
取引相手のリスクに関する事項	
(5)証券化エクスポージャーに関する事項	
(6) 出資等エクスポージャーに関する事項	
(7) リスク・ウエイトのみなし計算が適用される	
エクスポージャー	
(8)金利リスクに関する事項	
	9
	. 5
1.運用目的の金銭の信託	
2.満期保有目的の金銭の信託	
3.その他の金銭の信託	. ~
○デリバティブ取引・・・・・・・・・・・3	
○会計監査人の監査報告・・・・・・・・・・3	О
○財務諸表の適正性等の確認・・・・・・・・・・	О
	1
	1
1.対象役員 2.対象職員等	
/ 제중IN(目音	

総代会制度

1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

2. 総代とその選任方法

- (1)総代の任期・定数
 - 総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は60人以上80人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。 なお、2021年7月31日現在の総代数は68人です。

(2)総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者の選考基準(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。
- (3)総代選考の方法は、当金庫の「総代選任規程」に基づいております。

(注)総代候補者の選考基準

- 総代として相応しい見識を有している方
- ・良識を持って正しい判断ができる方
- ・人格に優れ、当金庫の理念・使命を十分 理解している方
- その他総代会選考委員が適格と認めた方

宮古信用金庫の総代会の仕組み



3. 第77回 通常総代会の決議事項等

第77回通常総代会において、次の事項が報告ならびに付議され、付議事項はそれぞれ原案のとおり了承されました。

(1) 報告事項

第95期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)業務報告、 貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

(2) 決議事項

第1号議案 第95期剰余金処分案承認の件

第2号議案 理事7名選任の件 第3号議案 監事3名選任の件



(敬称略、五十音順)

4. 総代名一覧

選手	E区域	定 數	総代数				氏	名			
区分	主な地名	正妖	報八級				-76				
				伊藤勝博	3	大久保 博	4	金澤 満	(\$)	川崎利治	C
	喜古市(向町・本町・			川部淳一	1	菊地辰志	4	小西信夫	4	小堀内徳雄	(
第1区	新川町・藤原・俄ヶ	21人~29人	23人	佐々木公一	4	佐々木政一	4	佐々木勝	1	島崎秀男	0
毎11年	崎・佐原・崎山・総	21/1 20/1	23/	関川 明	1	高橋雅之	8	中村 隆	9	沼里政彦	(
	灣• 津軽石)			花坂康太郎	0	早野秀則	3	古舘英樹	4	松山光男	(
				三浦範夫	(5)	山崎繁夫	6	山崎 仁志	1		
				阿部勝久	3	及川 穣	(5)	太田憲一郎	6	小川一志	(
	吉古市(黒田町・機			小山田大助	1	刈屋清次	4	小成茂正	4	小成展弘	(
第2区	町·西町·未広町·大		00.1	齋藤 拏	(5)	齋藤眞琴	6	佐香英一	(5)	佐藤雅夫	(
弗华	通・南町・業町・田の	19人~25人	22人	鈴木書次	10	鈴木勇平	(5)	中居 浩司	1	中沢勤	(
	神・山口)			中嶋仁志	4	松井正之	6	松橋 孜	6	三上健二	(
				山崎 幸穂	1	渡邊良司	(8)				
	2223232			伊藤敏郎	1	菊地幸得	1	菊地昭一	1	木村渡	G
第3区	吉古市(千徳・刈屋・ 茂市・川井)	7人~9人	9人	澤田令	9	中屋淳一	4	松舘武美	4	向井田岳	(
	22/12/10/27			横田大士	1						
第4区	下開伊和山田町	5人~7人	5人	伊藤峻	①	木下慶市	(5)	昆尚人	①	佐藤 充	6
弗华	下田伊利山田町	2V~1V	27	湊 正美	4	044 4000 407 045 000 1145 000	20000	- 0.00 A CO C A C C C C C C C C C C C C C C C	3633362	A CONTRACT SACRESSES	220
第5区	釜石市• 上開伊那大機町	4人~5人	4人	青木正紀	3	佐々 隆裕	2	佐々木 重光	2	佐々木正幸	(
第6区	宮古市田老・下開伊那 岩泉町、田野畑村、 普代村	4人~5人	5人	赤沼正清田中和七	(\$) (6)	加藤俊郎	\$	上屋敷 正明	3	小林 徳光	ď
計	a ton	60人~80人	68人		Ű						

※氏名の後の数字は総代への就任回数

(2021年7月31日現在)



経営管理体制

貸出運営についての考え方

定められた営業地域の中での活動は「皆様からお預かりしたお金を、その地域内で運用すること」これが地域金融機関として当金庫に 課せられた役割であると考えております。

事業者には必要な設備資金や運転資金を、個人の方々には住宅資金・教育資金・マイカー購入資金など幅広いニーズに、迅速・的確に お応えするよう努めております。

また、岩手県信用保証協会の保証による岩手県、宮古市、釜石市、山田町、大槌町の制度融資についても積極的に取扱いしております。

一方、個々の貸出に際しましては、当金庫の強みである地域へ密着した融資渉外体制を通じて情報収集のうえ、お客様の信用状況や事業計画の妥当性などを十分に検討し、必要に応じ担保や保証を頂くなど、貸出金債権の健全化に努めるとともに、特定の業種や特定のお客様に偏ることのないよう広く貸出を行い、リスクの分散にも心掛けております。

地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注し取組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は、営業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も 重要な社会的使命です。

当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ①理事会等において、本基本方針、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程を策定し、金融円滑化管理責任者の選任について決 議しております。
- ②お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うため、本部に「地域支援課」を設置し、金融円滑化に向けた態勢整備に努めております。
- ③職員を対象とした「目利き能力」(お客様の事業価値を見極める能力)を向上させるため、外部研修への参加、中小企業者を対象としたというではある。

3. 他の金融機関との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から、貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・ 照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

2021年3月末現在における金融円滑化に係る取組状況

貸付の条件の変更等の実施状況について(2009年12月4日から2021年3月末までの累積実績)

(単位:百万円)

		申記	<u></u> 込み			•	•	•	•		
			実行			謝絶		審査中		取下げ	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企	業のお客様向けの貸付債権	1,054	14,290	1,045	14,190	4	22	2	36	З	41
	うち信用保証協会等による債務										
	の保証を受けていなかった貸付	317	6,628	314	6,595	2	13	0	0	1	19
	債権										
住宅資金お借入れのお客様向けの貸付 債権		51	473	50	465	1	8	0	0	0	0

- (注1) 上記係数は、債権ベースで集計しております。また、百万円単位未満は切捨てしております。
- (注2) 「申込み」とは、お客様から返済条件変更の申込みを書面または口頭で受け付けたものを指します。

当金庫は 2013 年3月末の中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまで同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努め、地域経済の活性化に全力を傾注して取組んでまいります。

お客様から貸付条件の変更等に関するご相談・ 苦情は、ご利用営業店窓口、もしくは次の本部 窓口をご利用ください。

宮古信用金庫 総合支援部 審査管理課電話番号 0193-62-3100(直通)

リスク管理体制

金融の自由化、国際化の進展に伴い、金融機関の経営上のリスクは、複雑化・多様化してきております。こうした中で当金庫では、経営の健全性を維持するためリスク管理の強化を重点施策と位置付け、その充実に努力しております。今後も内部管理体制の強化に努める等、経営全般に亘るリスク管理の徹底に力をいれてまいります。

【経営管理(ガバナンス)】

経営管理(ガバナンス)とは、代表理事、理事及び理事会による経営方針等の 策定、理事・理事会の役割・責任、組織体制の整備、監事・監事会による監 査、外部監査、内部監査が実効的に機能していることです。

当金庫では、金庫業務の健全性及び適切性を確保するため、経営管理(ガバナンス)が、全体として有効に機能しているか確認し、信用の維持及び預金者等の保護を確保するとともに法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理に努めてまいります。

【自己資本管理】

自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価 及び自己資本比率の算定を行うことをいいます。

今後とも、健全な自己資本比率を維持できるように努めてまいります。

【顧客保護等管理】

顧客保護等管理とは、顧客の保護及び利便性の向上の観点から、次の事項を達成するため必要となる管理をいいます。

- 〇当金庫において与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)、預金 等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等及びその他顧客との間で業として行 われる取引に関し顧客に対する説明が適切かつ十分に行われることの確保。
- ○顧客からの問合わせ、相談、要望及び苦情への対処が適切に処理されること の確保。
- ○顧客の情報が漏洩防止の観点から適切に管理されることの確保。
- ○金庫の業務が外部委託される場合における業務遂行の的確性を確保し、顧 客情報や顧客への対応が適切に実施されることの確保。

顧客保護等の実態や実情を定期的に把握するとともに分析・評価し、問題点等の改善に努めてまいります。

【資産香定管理】

資産査定とは、当金庫の保有する資産を個別に検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することであり、預金などがどの程度安全確実な資産に見合っているか、言い換えれば、資産の不良化によりどの程度の危険にさらされているかを判定するものであり、当金庫自らが行う資産査定を自己査定といいます。

【内部管理基本方針】

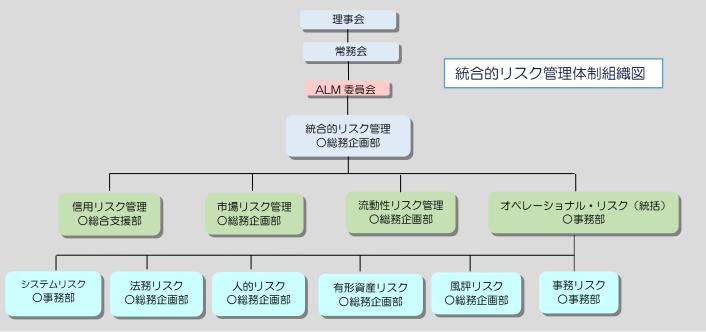
当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規定に基づき、継続的に内部管理システムの整備を進め、その実効性を確保する為「内部管理基本方針」を定めています。

- 1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- 6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
- 7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 8. その他監事の監査が効率的に行われることを確保するための体制
- 9. 監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 10. 監事の職務の執行について費用等の整備

【統合的リスク管理】

当金庫の直面するリスク及び想定されるリスクを可能な手法等で計測・評価し、評価したリスク量と自己資本等の経営体力や金庫独自の基準等とを比較し、評価、管理することをいいます。

統合的リスク管理では、自己資本算定及び充実度の評価とそれぞれのカテゴリーに分類し、比較·対照したリスクを統合的に評価し、管理してまいります。



信用リスク

信用リスクとは、取引先が財務状況の悪化等により、資産価値が 減少あるいは消失し、当金庫が損失を被るリスクのことをいいま す。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、融資審査体制の充実に努めております。また、内部研修の実施や、信用金庫協会などが実施する各種研修会への積極的参加、さらに全店の融資担当者等を個別に総合支援部に招集して教育する「審査トレーニー制度」を導入するなど融資審査能力の向上を図っております。

流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことをいいます。

当金庫では、資金の流動性を安定的に確保するとともに、資金の運用・調達及び資金繰り状況について経営陣に報告する体制をとり、 流動性リスクに対する十分な管理体制を確保しております。

市場リスク

市場リスクとは、「金利、為替、株式などの様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産、負債の価値が変動し、損失を被るリスク」をいい、その金融商品等に付随する信用リスク等のリスクを含めて市場リスクといいます。

1. 金利リスク

金利変動に伴い損失を被るリスク。資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスク。

2. 価格変動リスク

保有する有価証券等の価格の変動に伴って、資産価値が減少するリスク。

3. 為替リスク

為替相場の影響により、保有する有価証券等の資産価値が減少または損失を被るリスク。

4. 信用リスク

財務状況の悪化等により格付けが引き下げとなり、保有する有価証券等の資産価値が減少または損失を被るリスク。

当金庫では、ALM委員会を設置し、経済、金利見通し等に基づいて運用と調達等の方針を策定しております。今後とも、より健全な資産・負債のバランス、収益体制の維持・管理体制の充実に努めてまいります。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金庫の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスク(自己資本比率の算定に含まれる分)及び金庫自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスク(事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスク)をいいます。

▶事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことです。

▶法務リスク

金庫経営、金庫取引に係る法令、金庫規則等に違反する行為 (法令等違反行為)ならびにそのおそれのある行為が発生する ことで、金庫の信用の失墜を招くことにより、金庫が損失・損 害を被るリスクをいいます。

▶人的リスク

人事運営上の不公平・不公正(給与・賞与・手当・解雇等の問題)及び差別的行為(セクシュアルハラスメント等)により、 金庫が損失・損害を被るリスクをいいます。

▶システムリスク

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにはコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

基幹システムであるオンラインシステムの信頼性・安全性・効率性の向上に努めております。

また、「オンライン障害時の事務取扱要領」「コンティンジェンシー・プラン(災害時等危機管理計画)」を定め障害時等の事務に支障のないよう努めております。

▶有形資産リスク

災害その他の事象により有形資産の毀損・損害が生じるリスクをいいます。

▶風評リスク

金庫の評判の悪化や風説の流布等で、信用が低下することにより、金庫が損失・損害を被るリスクをいいます。

当金庫では監査部門が定期的に臨店監査を実施するほか、営業店に対しては、月例の店内監査実施を義務付けております。また、日常の事務ミス防止のための内部規程を整備するなど、事故を未然に防止するため万全の体制をとっております。

■コンプライアンス(法令等遵守)への取組みについて

法令等遵守とは、当金庫においては、単純に「法令遵守」に限らず、信用金庫法に基づき地域に根ざした金融機関として公共的使命を果たしていくため、「してはならないこと」「するのが適切でないこと」「しないほうがよいこと」を行わないとする倫理観をも含め「法令(法律、施行規則等)、規程その他ルールはもとより、社会規範をも遵守する」ことをいいます。

当金庫では、金庫業務の健全性及び適切性を確保するため、経営の最重要課題の一つとして位置付け、遵守に努めてまいります。

■利益相反管理方針について

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、利益相反管理方針及び当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客様の利益を保護するとともにお客様からの信頼を向上させるため、利益相反管理方針をホームページに公表するとともに、役職員等を対象に利益相反管理について研修等を実施いたしました。

- 1. 当金庫は、お客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2)①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれがある取引
- 3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、また、これらを組み合わせることに より管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客様の取引との条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客様に適切に開示する方法
- 4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に研修・教育等を行います。
- 5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

■反社会的勢力に対する基本方針について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求については断固として拒絶します。
- 2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、役職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
- 4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

■当金庫の金融商品に係る勧誘方針について

当金庫は、「金融商品取引法」に基づき、利用者保護等を極めて重要であると認識し、規程等の整備を行うとと

もに、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき金融商品の販売等に際しては、下記事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ってまいります。

- 1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決め頂きます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をして頂くために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- 3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお申し出ください。

■個人情報の保護に関する法律に対する対応について

当金庫は、「個人情報の保護と利用に関する規程」等を制定、個人情報の適切な保護と利用を図るため個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)を店頭やホームページで公表しております。

今後も、個人情報(顧客情報)の取扱いは、顧客保護等管理の一環として細心の注意を払ってまいります。

■お客様本位の業務運営に関する基本方針

当金庫は、お客様の資産の形成及び資産の運用の業務において、お客様のニーズに適切にお答えし、お客様満足度の向上を目的として「お客様本位の業務運営に関する基本方針(フィデューシャリー・デューティー)」を制定しております。

本方針につきましては、ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店または総務企画部で受け付けています。

- 1.苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 2.事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 3.苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

宮古信用金	宮古信用金庫 総務企画部										
住所	〒027-0082 岩手県宮	古市向町 2-	-46	受付時間	信用金庫営業日 9:00~17:00						
TEL	0193-62-2400	FAX	0193-63-2500	受付媒体	電話、手紙、面談						

※お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4.当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務企画部にご相談ください。

全国しんさ	そん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会)		
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7	受付時間	信用金庫営業日 9:00~17:00
TEL	03-3517-5825	受付媒体	電話、手紙、面談

5.東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図る ことも可能ですので、上記の当金庫総務企画部または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接お申し立てていただ くことも可能です。

名 称	東京弁護士会紛争解決センター	士会紛争解決センター 第一東京弁護士会仲裁センター					
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3				
TEL	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249				
受付日	月~金(祝日、年末年始除く)	月~金(祝日、年末年始除く)	月~金(祝日、年末年始除く)				
時 間	9:30~12:00、13:00~15:00	10:00~12:00, 13:00~16:00	9:30~12:00, 13:00~17:00				

6.東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法によりお客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務企画部にお尋ねください。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。 例えば、お客様は、岩手弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とは テレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、仙台弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7.当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店及び各部署に責任者をおくとともに、総務企画部がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署及び総務企画部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を行います。
- (4) お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も 踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規定等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

(単位:損益・千円、残高・百万円)

×	分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益		1,311,584	1,119,030	1,089,022	1,064,579	982,232
経常利益(ス	Zは経常損失)	301,297	217,385	216,331	165,789	98,989
当期純利益	(又は当期純損失)	315,560	209,434	205,697	170,943	96,800
出資総額	_	5,321	5,315	5,309	5,304	5,299
	普通出資金	321	315	309	304	299
	優先出資金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
普通出資総	口数	639,194 □	626,036 🗆	615,132 🗆	602,405 □	591,686
優先出資総	口数	200,000 🗆	200,000 🗆	200,000 🗆	200,000 🗆	200,000 🗆
純資産額		12,478	12,678	12,854	12,916	13,043
総資産額		95,373	94,746	92,364	89,469	94,261
預金積金残	高	72,651	71,901	69,119	66,167	69,680
貸出金残高	1	30,217	29,531	30,032	27,349	29,748
有価証券残	高	16,698	17,412	17,470	19,674	22,206
単体自己資	本比率	39.17%	41.34%	40.42%	40.90%	42.28%
出資に対す	る配当金					
(出資1ロ当	iり) 普通出資	5円	10円	5円	5円	5円
	優先出資	55円	30円	0円	5円	0円
役員数		10人	9人	10人	10人	10人
	うち常勤役員数	6人	5人	6人	6人	6人
職員数		80人	71 人	73人	68人	72人
会員数		10,413 人	10,292 人	10,178人	10,078人	9,999

⁽注) 1. 「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当か否かを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。 なお、当金庫は国内基準を採用しております。

主要な業務の状況を示す指標

1.業務粗利益 (単位:千円)

		2019 年度	2020 年度
資	金運用収支	872,151	819,327
	資金運用収益	881,263	828,855
	資 金 調 達 費 用	9,112	9,528
役 剂	多取引等収支	40,023	40,093
	役務取引等収益	115,514	112,895
	役務取引等費用	75,490	72,802
その)他の業務収支	39,873	△42,879
	その他業務収益	40,017	15,699
	その他業務費用	144	58,578
業	務 粗 利 益	952,048	816,541
業	務 粗 利 益 率	1.03%	0.85%

⁽注) 1.「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(2019年度0千円、2020年度0千円)を控除して表示しております。

2. 業務純益 (単位:千円)

^{2. 「}総資産額」は「債務保証見返」の額を控除して表示しております。

^{2.} 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

						2019年度	2020年度
業	務 純		純 益		179,359	84,617	
実	質	業	務	純	益	179,359	86,999
\supset	ア	業	務	純	益	141,454	134,131
□ (拐	ア 登資信	業託 解糸	務 り損益	純を除り	くで	141,454	131,385

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないととしています。 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+-般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、

国債等債券償還損、国債等債権償却を通算した損益です

3.利鞘

					2019 年度	2020 年度
資	金 週	■ F	月 利		0.95%	0.86%
資	金 調	達	原価	率	0.96%	0.88%
総	資	金	利	鞘	△0.01%	△0.02%

4.資金運用収支の内訳

(単位:平均残高・百万円、利息・千円、利回り・%)

<u>———</u>	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	<u> </u>	5 0, 1						(+1111-1		113C 49E 9 707	
						平均	残高	利	息	利回り		
						2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	
資	金	運	用	勘	户	92,410	95,552	881,263	828,855	0.95	0.86	
	う	ち	貸	出	金	28,702	27,734	600,998	556,133	2.09	2.00	
	う	ち	預	け	金	42,049	42,819	72,292	64,519	0.17	0.15	
	う	ち商	品有	価 証	券	-	-	-	-	_	-	
	う	ち	有 価	証	券	19,376	22,272	190,534	190,463	0.98	0.85	
資	金	調	達	勘	户	80,789	83,798	9,112	9,528	0.01	0.01	
	う	ち	預 金	積	金	70,529	73,511	7,953	8,381	0.01	0.01	
	う	ち譲	€ 渡 '	性 預	金	_	1	1	1	_	-	
	う	ち	借	用	金	10,260	10,286	1,158	1,146	0.01	0.01	

⁽注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2019 年度 20 百万円、2020 年度 17 百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(2019 年度 0 百万円、2020 年度 0 百万円)及び利息(2019 年度 0 千円、2020 年度 0 千円)を、それぞれ控除して表示しております。

5.受取・支払利息の増減

(単位:千円)

			2019年度			2020年度	
		残高による 増減	利率による 増減	純増減	残高による 増減	利率による 増減	純増減
受	取 利 息	△5,359	△25,683	∆31,043	△19,211	∆33,497	△52,709
	うち貸出金	△12,987	△18,036	∆31,024	△19,787	△25,078	△44,865
	うち預け金	∆6,345	△10,517	△16,862	1,136	△8,909	△7,772
	うち商品有価証券	_	1	ı	1	1	ı
	うち有価証券	13,973	2,869	16,843	△561	489	△71
支	払 利 息	∆291	395	104	339	77	416
	うち預金積金	∆300	189	△110	336	91	428
	うち譲渡性預金	_		ı		-	
	うち借用金	9	205	215	3	△14	△11

⁽注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて案分する方法によっております。

6.利益率

(単位:%)

_			· · · — · · · · ·
		2019年度	2020 年度
	総資産経常利益率	0.17	0.10
	総資産当期純利益率	0.18	0.09

(注) 総資産経常(当期純)利益率=<u>経常(当期純)利益</u> 総資産(債務保証見返を除く)平均残高

預金に関する指標

1.預金積金及び譲渡性預金平均残高

金積金	及び	譲渡	性	預金	平均	残						(単位:百万円)_
											2019年度	2020 年度
流	流 動 動			性			預			金	41,438	45,268
	ţ	5	5 有		利		}	頁	金	35,709	38,341	
定		期		性	生		預			金	28,736	27,925
	う	ち	固	定	金	利	定	期	預	金	28,703	27,897
	う	ち	変	動	金	利	定	期	預	金	33	27
そ				0	り					他	354	317
				Ē	†						70,529	73,510
譲		渡		性	Ė		預			金	_	_
合						計	70.529	73,510				

1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金 変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

2.定期預金残高

(単位:百万円)

										2019年度	2020 年度	
定		期 預 金						金	25,578			
	固定金利定期預金				期	預	金	25,545				
		変	動	金	利	定	期	預	金	33	23	
		そ			0	り			他	_	_	

貸出金等に関する指標

1.貸出金平均残高

(単位:百万円)

				2019 年度	2020 年度		
手	形	貸	付	2,190	1,934		
証	書	貸	付	25,267	24,624		
当	座	貸	越	1,183	1,142		
割	31	手	形	61	32		
合			計	28,702	27,734		

⁽注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

2.貸出金残高

(単位:百万円)

					2019 年度	2020 年度
貸		出		金	27,349	29,748
	固	定	金	利	16,625	19,792
	変	動	金	利	10,723	9,956

3.貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

							2019 年度	2020年度
当	金	庫	預	金	積	金	614	585
有		価		証		券	_	_
動						産		_
不			動			産	7,095	6,526
そ			の			他	_	_
			計				7,709	7,112
信	用保	証協	3 会	信	用	保険	9,380	11,339
保						証	523	486
信						用	9,735	10,811
合						計	27,349	29,748

4.債務保証見返の担保別内訳

							2019 年度	2020 年度
当	金	庫	預	金	積	金		-
有		価		証		券		_
動						産		-
不			動			産	9	8
そ			の			他	Í	
			計				9	8
信	用保	証協	会	信	用	保険		_
保						証	1	1
信		<u> </u>	<u> </u>			用	132	102
合						計	144	112

5.貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

(単位:百万円)

	2019年度		2020 年度			
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比		
運転資金	12,861	47.0	15,986	53.7		
設備資金	6,249	22.9	5,609	18.9		
個人消費資金	2,150	7.9	2,051	6.9		
個人住宅資金関連	6,087	22.3	6,101	20.5		
合 計	27,349	100.0	29,748	100.0		

6.貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

也					(単位・元	、日万円、%)
業種区分		2019年度			2020 年度	
未性色力	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	78	2,213	8.0	77	2,465	8.2
農業、林業	7	39	0.1	7	37	0.1
漁業	5	80	0.2	8	65	0.2
鉱業、採石業、砂利採取業	4	112	0.4	4	95	0.3
建設業	146	2,452	8.9	145	2,989	10.0
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	_	_	_	_
情 報 通 信 業	1	13	0.0	1	4	0.0
運 輸 業 、 郵 便 業	26	457	1.6	24	541	1.8
卸 売 業 、 小 売 業	132	1,984	7.2	129	2,309	7.7
金融業、保険業	10	1,956	7.1	11	2,648	8.9
不 動 産 業	75	2,916	10.6	76	2,868	9.6
物 品 賃 貸 業	3	48	0.1	4	59	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	6	23	0.0	6	22	0.0
宿 泊 業	7	204	0.7	8	242	0.8
飲 食 業	60	339	1.2	65	424	1.4
生活関連サービス業、娯楽業	45	831	3.0	46	964	3.2
教育、学習支援業	3	48	0.1	3	76	0.2
医療、福祉	20	278	1.0	16	260	0.8
その他のサービス	33	352	1.2	34	376	1.2
小計	661	14,355	52.4	664	16,454	55.3
国 • 地 方 公 共 団 体 等	5	4,403	16.0	5	4,893	16.4
個 人	2,936	8,589	31.4	2,745	8,401	28.2
숨 計	3,602	27,349	100.0	3,414	29,748	100.0
(注) 英廷即区グロオ福港英葉公和の十分料	エルング マニコキリ	エキルチ	•			

⁽注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

7.貸出金償却

(単位:千円)

· — · · · ·		
	2019年度	2020 年度
貸 出 金 償 却	-	-

8.預貸率

(単位:%)

							2019 年度	2020年度		
期	末		預 貸 率			崧	41.33	42.69		
期	明 中 平		均	預	貸	率	40.69	37.72		

(注) 1. 預貸率= <u>貸出金</u> ×100

有価証券に関する指標

1.商品有価証券平均残高

・・・当金庫では商品有価証券を保有しておりません

2.有価証券の種類別の残存期間別の残高

有価証:	券の種類	類別の残存期間の	引の残高						(単	位:百万円)
科	B	年 度	1年以下	1 年超 3 年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合計
玉	債	2019 年度	300	700	99	209	215	3,970	1	5,495
	1貝	2020 年度	700	99	-	208	1,040	5,272	-	7,320
地	方債	2019 年度	1	100	1	-	1	493	1	593
16	/J 頂	2020 年度	ı	ı	ı	ı	ı	1,704	ı	1,704
社	債	2019年度	1,113	2,100	2,592	908	616	1,992	599	9,922
<u>↑</u>	1	2020 年度	1,102	1,648	2,007	916	506	2,704	600	9,487
株	式	2019年度	-	-	-	-	-	-	73	73
不	ΞV	2020 年度	-	-	-	-	-	-	20	20
D) F	⊐≡π .⊻	2019年度	700	695	1,085	390	200	200	60	3,332
クトロ	国証券	2020 年度	199	1,703	805	101	199	100	-	3,109
204	h∕n≣π₩	2019年度	-	-	5	-	-	-	251	257
~001l	也の証券	2020 年度	-	5	-	-	28	-	430	463
<u></u>	=⊥	2019年度	2,113	3,601	3,777	1,509	1,032	6,655	984	19,674
	合 計	2020年度	2,002	3,557	2,812	1,226	1,775	9,781	1,051	22,206

3.有価証券平均残高

(単位:百万円) 2020年度 2019年度 玉 債 5,294 6,552 地 債 786 1,942 方 短 期 社 債 9,935 社 債 9,416 株 式 93 97 外 玉 証 券 3,381 3,472 の 他 の 証 券 404 271 19,376 合 計

4.預証率 (単位:%)

							2019年度	2020 年度
期	7	ŧ	預	Ē.	Œ	率	29.73	31.86
期	ф	平	均	預	証	率	27.47	30.29

(注) 1. 預証率= <u>有価証券</u> 預金積金+譲渡性預金

く資産の部>

(単位:百万円)

<負債及び純資産の部>

(単位:百万円)

貝圧の叩り		(半位・日ハロ)
科 目	94 期	95期
2	(2020年3月末)	(2021年3月末)
現金	1,333	1,139
預け金	38,465	38,279
買入金銭債権	2,340	2,559
金銭の信託	0	0
有価証券	19,674	22,206
国債	5,495	7,320
地方債	593	1,804
社債	9,922	9,487
株式	73	20
その他の証券	3,589	3,573
貸出金	27,349	29,748
割引手形	46	25
手形貸付	2,010	2,133
証書貸付	23,914	26,343
当座貸越	1,377	1,247
その他資産	417	425
未決済為替貸	5	6
信金中金出資金	276	276
前払費用	6	7
未収収益	98	104
その他の資産	29	31
有形固定資産	422	433
建物	165	156
土地	178	178
建設仮勘定	-	-
その他の有形固定資産	77	98
無形固定資產	17	14
ソフトウェア	9	6
その他の無形固定資産	7	7
前払年金費用	3	7
債務保証見返	157	122
貸倒引当金	∆553	∆554
(うち個別貸倒引当	((
金)	(△464)	(△462)
資産の部合計	89,626	94,383

科 目	94 期	95 期	
	(2020年3月末)	(2021年3月末)	
預金積金	66,167	69,680	
当座預金	290	341	
普通預金	37,128	40,466	
貯蓄預金	255	260	
定期預金	25,578	25,858	
定期積金	2,317	2,204	
その他の預金	598	548	
借用金	10,219	11,386	
借入金	10,219	11,386	
その他負債	92	72	
未決済為替借	8	10	
未払費用	30	21	
給付補てん備金	1	1	
未払法人税等	5	5	
前受収益	16	14	
払戻未済金	4	2	
その他の負債	24	15	
賞与引当金	25	26	
退職給付引当金	- 10	-	
役員退職慰労引当金	19	23	
睡眠預金払戻損失引当金	16	16	
偶発損失引当金	10	10	
繰延税金負債	0	2	
債務保証	157	122	
負債の部合計	76,709	81,340	
出資金 普通出資金	5,304 304	5,299 299	
	5,000	5,000	
	5,000 5,000	5,000 5,000	
具本利示亚 資本準備金	5,000	5,000	
	2,697	2,790	
利益準備金	2,097 276	2,790	
その他利益剰余金	2,421	2,496	
当期未処分剰余金	2,421	2,496	
処分未済持分	∆3	Δ3	
会員勘定合計	12,999	13,086	
その他有価証券評価差額金	∆82	∆43	
評価・換算差額等合計	Δ82	∆43	
純資産の部合計	12,916	13,043	
負債及び純資産の部合計	89,626	94,383	

貸借対照表の注記

- 注 1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については 原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 3.有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 4.有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年~50年 その他 3年~20年

- 5.無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)により償却しております。
- 6.外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 7.貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」

という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その 残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失又は今後 3 年間の予想損失を見込んで計上しており、予想損失は、1 年間又は3年間の貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、自己査定基準に基づき、営業関連部門から独立した融資委員会が資産査定を行っており、実施部門及び監査部門が実施・検証することとしております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 421 百万円であります。

- 8.賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 9.退職給付引当金(含む前払年金費用)は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(2015年3月26日)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。

当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(2020年3月31日現在)

年金資産の額

1,575,980 百万円

年金財政計算上の数理債務の額

と最低責任準備金の額との合計額

1,718,649 百万円

美己類

△142,668 百万円

- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2020年3月分)0.0590%
- ③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 189,351 百万円であります。本制度における 過去勤務債務の償却方法は期間 19 年 0 月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該 償却に充てられる特別掛金 11 百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記 ②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 10.役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 11.睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 13.消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 14.会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 554百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 15.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額5百万円
- 16.有形固定資産の減価償却累計額769百万円
- 17.貸出金のうち、破綻先債権額は14百万円、延滞債権額は1,758百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

18.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は一百万円であります。

なお、3 ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻 先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

19.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は一百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、 元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延 滞債権に該当しないものであります。

20.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,773百万円であります。

なお、17.から20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21.手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は25百万円であります。

22.担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金11,500百万円有価証券200百万円

担保資産に対応する債務

預金 194百万円 借用金 11,386百万円

上記のほか、為替決済の担保として、預け金1,500百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金及び敷金2百万円が含まれております。

23.出資1口当たりの純資産額5,143円30銭

24.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金 については、金利の変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理規程等に従い、貸出金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか総合支援部により行われ、また定期的に経営陣による常務会等で審議・報告を行っております。

さらに与信管理の状況についても総合支援部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクは、総務企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理
 - (i)金利リスクの管理

当金庫では、市場リスクに関する管理規程等に基づき、金融資産及び金融負債の金利変動リスクを管理しております。

日常的には総務企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行っております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

当金庫で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」のうち「債券」、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 5 号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(2014 年金融庁告示第 8 号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト (指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合 1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は 2,190 百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定であると仮定した場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫では、流動性リスク管理規程等に基づき、当金庫の資金調達・運用構造に適応した流動性リスクの管理体制を整備し、運営しております。

日常の管理として、支払準備率や預金残高動向等のモニタリング管理により資金繰り状況を把握・管理しております。

また、緊急時に備えて、災害時等危機管理計画書を策定しており、万一の状況における支払準備に万全を期しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借用金については、簡便な計算により算出した時価に代わる 金額を開示しております。

25.金融商品の時価等に関する事項

2021 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注 1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注 2) 参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計 上 額	時価	差額
 (1) 預け金(*1) (2) 買入金銭債権 (3) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券 (4) 貸出金(*1) 貸倒引当金(*2) 	at 上 額 38,279 2,559 21,984 6,888 15,096 29,748 △554	38,351 2,536 22,527 7,431 15,096 —	71 ∆22 543 543 - - -
	29,194	29,823	629
金融資産計	92,018	93,239	1,221
(1) 預金積金(*1) (2) 借用金(*1)	69,680 11,386	69,682 11,400	1 13
金融負債計	81,066	81,082	15

- (*1) 預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。 算出にあっては共同事務センターのシステムを使用しております。
- (*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のもの、もしくは金利が市場金利に連動するものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.から28.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①~③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)
- ②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利子率として市場金利 (LIBOR、SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に利用する利率を用いており、2021 年 3 月 3 1 日現在の店頭表示金利を用いております。

(2) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を直近3ヵ月間の当該借用金平均利回りで割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれ ておりません。 (単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	6
組合出資金等(*2)	492
合 計	498

- (*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とは しておりません。
- (*2)組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されている ものについては、時価開示の対象とはしておりません。

会銭債権及び満期のある有価証券の決	(単位	立:百万円)		
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預け金(*)	8,000	21,200	1,000	6,000
買入金銭債権	75	921	62	1,500
金銭の信託(*)	_	_	_	_
有価証券(*)	2,002	6,364	2,973	9,781
満期保有目的の債券	900	199	1,450	3,838
その他有価証券のうち満期が	1,102	6,164	1,522	5,942
あるもの				
貸出金(*)	5,430	11,130	7,243	3,974
合計	15,507	39,615	11,278	21,255

(*) 預け金、金銭の信託、有価証券のうち期間の定めがないものまたは満期日がないものは含めておりません。貸出金のう ち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めて おりません。

借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

昔用金及びその他の有利子負債の決算	(単位	立:百万円)		
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金積金(*)	22,590	4,751	_	10
借用金	1,012	10,069	115	188
合 計	23,603	14,820	115	199

^(*) 預金積金のうち、要求払預金は含めておりません。

26.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証 券」が含まれております。以下、28.まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
	債券	6,788	7,331	542
	国債	4,687	5,200	513
時価が貸借対照表計上額	地方債	100	101	1
を超えるもの	社債	2,001	2,029	28
	その他	100	100	0
	小計	6,888	7,431	543
	債券	_	_	_
0+/77 + 8/42 ++ ++070 ++=	国債	_	_	_
時価が貸借対照表計上額	地方債	_	_	_
を超えないもの	社債	_	_	_
	その他	_	_	_
	小計	_	_	_
合 計	合 計		7,431	543

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
	株式	14	14	0
	債券	5,168	5,145	22
貸借対照表計上額が	国債	472	471	0
取得原価を超えるもの	地方債	_	_	_
双母体画を超える 000	社債	4,695	4,674	21
	その他	2,596	2,570	25
	小計	7,779	7,730	48

	株式	_	_	_
	債券	6,655	6,742	∆86
貸借対照表計上額が取得	国債	2,161	2,206	∆45
原価を超えないもの	地方債	1,704	1,728	∆23
ぶ 回 と	社債	2,790	2,807	△17
	その他	661	666	Δ5
	小計	7,316	7,408	∆91
合 計		15,096	15,139	∆43

27.当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	155	7	_
債券	3,627	11	0
国債	592	0	-
地方債	917	0	0
社債	2,117	10	_
その他	48	2	_
合 計	3,831	20	0

28. 売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が 取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当 該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。) しております。

当事業年度における減損処理額は、58百万円(その他有価証券の社債)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、自己査定基準に定めており「時価または実質価額が取得原価または償却原価から 40%以上下落したこと」を言います。

29.運用目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額(百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	_	_

30.当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、 一定 の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,595百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,198百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次の通りであります。

繰 延税 余 資産	(単位:百万円)
税務上の繰越欠損金	86
貸倒引当金及び貸出金償却	215
その他有価証券評価差額金	11
その他	70
繰延税金資産小計	383
税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額	86
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	297
严価性引当額小計	383
繰延税金資産合計	_
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	_
前払年金費用	2
繰延税金負債合計	2
繰延税金負債の純額	2

32. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から 適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

損益計算書

(単位:千円) (単位:千円)

	94 期	95期
科目	94 期 (2019.4.1~	95 知 (2020.4.1~
—	2020.3.31)	2021.3.31)
経常収益	1,064,579	982,232
資金運用収益	881,263	828,855
貸出金利息	600,998	556,133
預け金利息	72,292	64,519
有価証券利息配当金	190,534	190,463
その他の受入利息	17,437	17,739
役務取引等収益	115,514	112,895
受入為替手数料	53,570	51,819
その他の役務収益	61,943	61,076
その他業務収益	40,017	15,699
外国為替売買益	62	-
国債等債券売買益	37,904	11,114
その他の業務収益	2,051	4,585
その他経常収益	27,783	24,781
貸倒引当金戻入益	6,793	-
償却債権取立益	4,847	14,462
株式等売買益	1,711	9,406
金銭の信託運用益	O	0
その他の経常収益	14,430	911
経常費用	898,790	883,243
資金調達費用	9,112	9,528
預金利息	6,922	7,304
給付補てん備金繰入額	1,030	1,077
借用金利息	1,158	1,146
役務取引等費用	75,490	72,802
支払為替手数料	16,350	15,476
その他の役務費用	59,140	57,325
その他業務費用	144	58,578
国債等債券売却損	_	14
国債等債権償却	-	58,232
その他の業務費用	144	332
経費	772,688	729,542
人件費	442,549	414,996
物件費	318,386	303,105
税金	11,753	11,441

404	4=1/4		
1万ム	アミナ巨	9里(/	注記

(注) 1.記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。 2.出資10当り当期純利益161円05銭。

	94 期	95 期
科目	(2019.4.1~	(2020.4.1~
	2020.3.31)	2021.3.31)
その他経常費用	41,353	12,791
貸倒引当金繰入額	-	734
株式等売却損	16,681	-
金銭の信託運用損	-	-
その他資産償却	122	122
その他の経常費用	24,550	11,934
経常利益	165,789	98,989
特別利益	6,493	4,696
固定資産処分益	-	-
その他の特別利益	6,493	4696
特別損失	1,034	77
固定資産処分損	0	77
減損損失	-	-
その他特別損失	1,034	-
税引前当期純利益	171,248	103,608
法人税、住民税及び事業税	5,300	5,470
法人税等調整額	∆4,994	1,337
法人税等合計	305	6,808
当期純利益	170,943	96,800
前期繰越金	2,250,296	2,400,108
当期未処分剰余金	2,421,239	2,496,909

【剰余金処分計算書】

(単位:円)

科目	94 期 (2019.4.1~ 2019.3.31)	95期 (20194.1~ 2021.3.31)
当期未処分剰余金	2,421,239,647	2,496,909,290
剰余金処分額	21,130,681	12,674,078
利益準備金	17,100,000	9,690,000
普通出資に対する配当金	3,030,681	2,984,078
優先出資に対する配当金	1,000,000	-
次期繰越金	2,400,108,966	2,484,235,212

(注)95 期は普通出資配当率 1.00%、優先出資配当率 0.00%、94 期は普通出資配当率 1.00%、優先出資配当率 0.01%となっております。

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分は信用金庫法第38条1の規定により、会計監査法人(有限責任あずさ監査法人)の監査を受けております。

リスク管理債権、金融再生法開示債権

1.信用金庫法に基づくリスク管理債権

◇破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

		5) (ا ۱ ــــ د حد	· //um/// 0 51— 32 47 51-	_ Pr	(+III · III / 3/3/			
					区	分		2019年度	2020 年度
	破 綻	先	ſ	責	権	額	(A)	6	14
	延	帯	債	桶	Ē	額	(B)	1,458	1,758
Γ	合					計	(C) = (A) + (B)	1,464	1,773
Γ	担 保	•	1	呆	証	額	(D)	790	1,038
Γ	回収に	懸 念	がる	ある	債料	霍 額	(E) = (C) - (D)	674	734
Γ	個 別	貸	倒	31	当	金	(F)	461	459
	同	31		当		率	(G)=(F)/(E) (%)	68.59%	62.60%

(単位:百万円)

(単位:百万円)

◇3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況 (単位:百万円)

区分		2019年度	2020年度
3 ヵ 月 以 上 延 滞 債 権 割	į (H)	4	_
貸出条件緩和債権	[()	_	_
合	(J) = (H) + (I)	4	_
担 保 保 証 割	į (K)	4	_
回収に管理を要する債権額	(L)=(J)-(K)	_	_
貸 倒 引 当 金	(M)	_	_
同 引 当 率	(N) = (M) / (L) (%)	_	_

◇リスク管理債権の合計額

ا٠	ノスク管理債権の合計額	(単位:百万円)	
		2019 年度	2020年度
Ī	(C) + (J)	1,469	1,773

- (注) 1.「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込み がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - ① 更生手続開始の由立てがあった債務者
 - ② 再牛手続開始の申立てがあった債務者
 - ③ 破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④ 特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤ 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
 - 2. 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
 - 3. 「3ヵ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に 該当しない貸出金です。
 - 4.「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放 棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
 - 5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒 引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
 - 6.「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 - 7.「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額 の合計額です。
 - 8.「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヵ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当て た額を記載しております。

2.金融再生法に基づく開示債権

◇金融再生法開示債権額

77 10717							(十世	. [[75] 37
				2019 年度		2020 年度		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権			94	(0.3%)	148	(0.5%)		
危	険		債	権	1,375	(5.0%)	1,629	(5.5%)
要	管	理	債	権	4	(0.0%)	_	(0.0%)
正	常		債	権	26,051	(94.6%)	28,113	(94.1%)
合				計	27,524	(100.0%)	29,891	(100.0%)

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者 に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 - 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取 りができない可能性の高い債権です。
 - 3.「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 - 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準する債権」、「危険債権」、「要管理債 権」以外の債権をいいます。

◇金融再生法開示債権の保全状況

(単位:百万円)

		2019 年度	2020 年度
金融	再生法上の不良債権(A)	1,473	1,777
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	94	148
	危険債権	1,375	1,629
	要管理債権	4	_
保 3	全 額(B)	1,262	1,503
	貸倒引当金(C)	465	462
	担保•保証等(D)	796	1,040
保全率 (B)/(A)(%)		85.65%	84.55%
担保・保証等控除後債権に対する引当率		68.75%	62.75%
	(C)/((A)- (D)) (%)		

⁽注)貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

1.自己資本の構成に関する事項

コロ資本の情別に対する事項		(十世	. 🗆/3/3/	
項目	2019年度	経過措置による不算入額	2020 年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)		の下井八県		の下昇八段
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	12,995		13,083	
うち、出資金及び資本剰余金の額	10,304		10,299	
うち、利益剰余金の額	2,697		2,790	
うち、外部流出予定額(△)	4		2,100	
うち、上記以外に該当するものの額	Δ3		Δ3	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	89		91	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額			91	
うち、適格引当金コア資本算入額			- 31	
プラン、地位51日本コア資本昇入館 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
図竹口員本調達子段の銀のづら、コア員本に依る基礎項目の銀に含まれる銀 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額				
のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_		_	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_		_	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	13,084		13,175	
コア資本に係る調整項目 (2) 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	17	_	14	_
うち、のれんに係るものの額	_	_	_	_
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	17	_	14	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	_	_	
適格引当金不足額	_	_	_	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_	_	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_	_	_
前払年金費用の額	3	_	5	_
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	_	_	_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	_	_	_
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	_	_	_
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	_	_	_	_
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	_	_	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	_	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_	_	_
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	_	_	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	_	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_	_	_
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	20		20	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	13,064		13,155	
リスク・アセット等 (3)	10,004		13,130	
信用リスク・アセットの額の合計額	30,168		29,402	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△887		Δ872	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△887		Δ872	
うち、上記以外に該当するものの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	1,766		1,706	
信用リスク・アセット調整額	1,750		1,750	
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	31,935		31,109	
リスク・アビット寺の館の古首館 (二) 自己資本比率	31,933		31,109	
自己資本比率((ハ)/(二))	40.90%		42.28%	
	40.90%		42.20%	

(単位:百万円)

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客様による普通出資金及び非累積的優先出資金、更に当金庫が積み立てているもの等です。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率 42.28%と、金融庁告示で定められている国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性は十分に保たれている水準と評価しております。

⁽注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 定量的な開示事項

1) 自己資本の充実度に関する事項			(単位:百万円)		
	2019	9年度	2020 年度		
	リスク・ アセット	所要 自己資本額	リスク• アセット	所要 自己資本額	
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	30,168	1,206	29,402	1,176	
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	31,055	1,242	30,275	1,211	
現金	_	_	_	_	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_		
外国の中央政府及び中央銀行向け	1	0			
国際決済銀行等向け	_	_	2	0	
我が国の地方公共団体向け	_	_	_		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1	0	8	0	
国際開発銀行向け	_	_	_	_	
地方公共団体金融機構向け	_	_	_		
我が国の政府関係機関向け	100	4	100	4	
地方三公社向け	_	_	_		
金融機関及び第一種金融館品取引業者向け	8,773	350	8,324	332	
法人等向け	10,108	404	10,160	406	
中小企業等向け及び個人向け	1,933	77	1,776	71	
抵当権付住宅ローン	722	28	633	25	
不動産取得等事業向け	2,501	100	2,329	93	
3ヵ月以上延滞等	93	3	81	3	
取立未済手形	_	l	1	l	
信用保証協会等による保証付	871	34	996	39	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	_			l	
出資等	318	12	62	2	
出資等のエクスポージャー	318	12	62	2	
重要な出資のエクスポージャー	_			1	
上記以外	5,630	225	5,798	231	
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に 該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,496	139	4,293	171	
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	280	11	700	28	
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	-	_	-	_	
上記以外のエクスポージャー	1,853	74	804	32	
② 証券化エクスポージャー	_	_	_	_	
証券化(オリジネーター)	_	_			
(うち再証券化)	_	_	_	_	
証券化(オリジネーター以外)	_	_	_	_	
(うち再証券化)	_	_	_	_	
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	_	_	_	_	
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	∆887	∆35	△872	∆34	
⑤CVAリスク相当額を8%で除して得た額	0	0	_	_	
⑥中央清算機関関連エクスポージャー □ オペルーショナル・リスク担当額5.99 万除して得た額	1760	70	1700	-	
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,766	70	1,706	68	

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)

- 2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
- 3.「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中 央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーの ことです。

31,935

1,277

31,109

1,244

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別•業種別•残存期間別>

(単位:百万円)

ヘ地域別●未	作出のリークスに	「光口」フリック							(単12.6	コハロノ
エクスポージャー	信用リスタ	クエクスポ-	-ジャー期末	残高						
区分 業種区分 ************************************			貸出金、コミ 及びその他の 以外のオフ・	デリバティブ	債	券	デリバテ	ーィブ取引	3ヵ月以上 スポージャ	
期間区分	2019年度	2020 镀	2019年度	2020 11度	2019報	2020年	2018報	2020年度	2019年度	2020 镀
製 造 業	3,021	2,616	2,267	2,516	700	100		_	1	1
農業、林業	42	39	42	39	_	_	_		_	Ī
漁業	134	117	134	117	_	_	_	_	_	_
鉱業、採石業、砂利 採 取 業	112	95	112	95	-	_	_	-	0	0
建 設 業	2,783	3,445	2,683	3,245	100	200	_	_	10	34
電気・ガス・熱供 給 ・ 水 道 業	708	201	1	-	708	201	1	_	_	ı
情報通信業	519	205	13	4	506	201		_	_	ı
運輸業、郵便業	480	963	480	562	_	400	_	_	3	3
卸売業、小売業	2,968	3,215	2,152	2,458	801	743	_	_	2	2
金融業、保険業	49,642	50,526	1,981	2,673	8,420	8,117	_	_	_	_
不 動 産 業	3,723	3,497	3,022	2,996	701	500		_	86	85
物品賃貸業	949	759	48	59	700	500	_	_	_	_
学術研究、専門・ 技術サービス業	97	93	97	93	ĺ	Ī	_	_	_	ĺ
宿 泊 業	224	1,046	224	1,046	ı	ı		_	12	ı
飲 食 業	445	76	445	76	_	_	_	_	4	3
生活関連サービス業、娯楽業	919	264	919	264	ĺ	Ī	_	_	_	ĺ
教育、学習支援業	48	261	48	261	ı	ı		_	_	ı
医療、福祉	287	518	287	518	_	_	_	_	_	-
その他のサービス	1,532	2,379	440	465	601	1,504	_	_	_	_
国•地方公共団体等	11,834	15,243	4,405	4,894	6,160	9,340	_	_	_	_
個 人	7,557	7,376	7,557	7,376	_	_	_	_	28	21
そ の 他	2,050	1,889	0	11	_	_	_	_	_	_
業種別合計	90,085	94,836	27,367	29,780	19,398	21,810	_	_	178	153
1 年 以 下	28,506	13,480	3,553	3,397	2,115	2,004	_	_		
1年超3年以下	12,206	27,770	2,799	2,204	3,607	3,556	_	_		
3年超5年以下	7,086	8,316	2,576	5,383	3,809	2,815	_	_		
5年超7年以下	7,610	4,855	4,839	3,066	1,525	1,227	_	_		
7年超10年以下	6,981	9,447	4,202	7,168	1,041	1,750	_	_		
1 0 年 超	22,006	25,760	9,301	8,460	6,696	9,800	_	_		
期間の定めのないもの	5,686	5,205	94	99	602	656	_	-		
残存期間別合計	90,085	94,836	27,367	29,780	19,398	21,810	_			

⁽注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

口. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当 期	当期》	或少額	期末残高
			増加額	目的使用	その他	别 个 没同
一般貸倒引当金	2019年度	101	89	_	101	89
一放貝団51日並	2020 年度	89	91		89	91
個別貸倒引当金	2019年度	458	464	l	458	464
	2020年度	464	462		464	462
合 計	2019年度	560	553		560	553
	2020年度	553	554		553	554

^{2. 「3}ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーの

^{3.} 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージ ャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産等が含まれます。

^{4.} CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

^{5.} 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。 ※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	(12301212)	, (O) (L) L()		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	· 🖪/ン[3/			
	期首	残高	当期増減額		期末残高		貸出金	遺制
	2019年度	2020 11度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
製 造 業	89	86	Δ2	5	86	92	_	_
農業、林業	_	_	_	_	_	_	_	_
漁業	_	_	_		_	_	_	
鉱業、採石業、砂利採取	_		_	_	_	_	Ī	
建 設 業	18	31	12	0	31	30	-	_
電気・ガス・熱供給・ 水 道 業	_	_	_	_	_	_	_	_
情報通信業		_	_		_	_		_
運輸業、郵便業	0	1	1	1	1	2	_	_
卸売業、小売業	44	42	△1	△6	42	36	_	_
金融業、保険業		_	_	_	_	_	_	_
不 動 産 業	20	18	△1	Ο	18	18	_	_
物品賃貸業	_	_	_	_	_	_	_	_
学術研究、専門・技 術 サ ー ビ ス 業	_	_	_	_	_	_	_	_
宿 泊 業	1	1	0	△1	1	_	_	_
飲 食 業	1	1	0	0	1	1	_	_
生活関連サービス 業 、 娯 楽 業	263	255	Δ7	0	255	254	_	_
教育、学習支援業	1	_	_		_	_	-	_
医療、福祉	_	_	_	-	_	_	_	_
その他のサービス		_	_	_	_	_	_	_
国•地方公共団体等	_	_	_	_	_	_	_	_
個 人	21	24	3	2	24	26	_	_
合 計	458	464	5	△1	464	462	_	_

⁽注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

— , フハン フェーロッ				(十四・四/3/3/					
告示で定める		エクスポージャーの額							
リスク・ウェイト区分	2019) 年度	2020 年度						
(%)	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し					
0%	0	14,160	8	17,653					
10%	_	6,787	_	8,393					
20%	42,910	5	43,223	6					
35%	_	2,071	_	1,824					
50%	8,398	79	9,048	62					
75%	_	2,868	_	2,656					
100%	3,863	7,628	3,054	7,294					
150%	_	5	_	4					
200%	_	_	_	_					
250%	1,305	_	1,605	_					
1, 250%	_	_	_	_					
その他	_	_	_	_					
合 計	90,0)85	94,8	336					

⁽注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

^{2.} エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポー ジャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
ポートフォリオ	2019年度	2020 報	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	666	631	3,296	3,485		_

⁽注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

信用リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、「信用リスク管理規程」「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と順守を促し、信用リスクの管理を行っています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、更には与信集中によるリスクの把握のため大口与信先の管理など、様々な角度からの分析に注力しております。また、当金庫では、厳格な自己査定を実施するとともに、個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、信用リスク管理・運営における重要事項等については、融資委員会で協議検討を行うとともに定期的に常務会に報告し、必要に応じて理事会に報告しております。

信用コストである貸倒引当金は「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、その他要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しましては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能額を除いた未保全額を算出し、破綻懸念先は、その未保全額から合理的に見積られたキャッシュフローにより回収可能な部分を除いた残額を計上し、実質破綻先及び破綻先は、上記未保全額の全額を計上しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

- ·株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody 's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ (S&P)

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、場合によっては不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくなど、適切な取り扱いに努めております。

当金庫が扱う主要な担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、保証会社保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「事務取扱規程」及び「担保評価基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。 バーゼル皿における信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主 要な担保には、自金庫預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。一方、当金庫が扱う主要な保証には、国、地方公共団体、政府関係機関及び一定の適格格付機関により付与されている法人が保証している保証債権(保証される部分に限る)等があります。 なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております

(4)派牛商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

	2018年度	2019 年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位:百万円)

				(TE : D/3/3/
		リスク削減手法の 前の与信相当額	担保による信用し 効果を勘案する	
	2019年度	2020 年度	2019 年度	2020 年度
派生商品取引合計	12	_	12	_
外国為替関連取引	_	_	ı	_
長期決済期間取引	_	_	l	
合 計	12	_	12	_

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

- イ、オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
 - ・・該当ありません
- □. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
 - ・・・該当ありません。

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

イ、	貸借対照表計上額及び時価等							
			△		2019	年度	2020)年度
	区 分 			貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価	
上	場	株	式	等	71	71	78	78
非	非 上 場 株 式 等		等	596	597	683	683	
	合		計		667	668	761	761

⁽注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

口. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

			2019 年度	2020年度
売	却	益	15	19
売	却	損	16	0
償		却	- 1	_

⁽注1) 損益計算書における損益の額を記載しております。

出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、上場優先出資証券、その他の出資金が該当します。そのうち、 上場株式、上場優先出資証券に係るリスクの認識については、日々評価額を把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議 するなど、適切なリスク管理に努めております。非上場株式、子会社株式、その他の出資金に関するリスクの状況は、財務諸表や運用報告をもとにした評価 による定期的なモニタリングを実施するなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引に係る会計処理については、「有価証券会計処理基準」及 び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実施指針」に従った適正な処理を行っております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

				2019 年度	2020 年度
評	価	損	益	△1	3

. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

<u></u>	貸借対照表別	るび損益計算	(単位:百万円)		
				2019 年度	2020 年度
Č	評 価	損	益		-

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー

(単位:百万円)

(単位:百万円)

(単位:百万円)

	•	(十匹・口/3/3/
計算方式	2019 年度	2020年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	258	279
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB : 金利リスク						
	⊿EV	Æ	⊿NII			
	2019 年度末	2020 年度末	2019 年度末	2020 年度末		
上方パラレルシフト	1,861	2,190		_		
下方パラレルシフト	-	-	175	121		
スティープ化	1,629	1,939	_	_		
フラット化	-	-	-	_		
短期金利上昇	19	14	-	_		
短期金利低下	_		_	_		
最大化	1,861	2,190	1	1		
	2019 5	F 度末	2020 年度末			
自己資本の額	13,06	4	13,1	55		

⁽注2) 投資信託に該当する出資等は含まれておりません。

- (1) リスク管理の方針及び手続きの概要
 - ①リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、金利が変化することによる資産と負債の経済価値の変化が資本に及ぼす影響や、金利上昇を起因とする有価証券の評価損失の資本への影響、低金利継続や期間ミスマッチ等を原因とした利息収入減少への影響が考えられます。当金庫ではこれらの影響を金利リスクととらえ、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利変化による資本への経済価値の影響、有価証券評価損失の資本に対する影響、将来利息収入減少の影響が一定以下になるようにリスク管理を行っています。

②リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

△EVE(金利変動に伴う経済価値の変化量)を用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しています。算出した金利リスクについては、定期的にALM委員会で協議検討し、必要な対応がある場合は常務会に付議しリスクコントロールに努めております。

③金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として月次で計測しています。

④ヘッジ等金利リスクの削減手法(ヘッジ手段の会計上の取り扱いを含む)に関する説明

当金庫では、金利リスク削減を目的としたデリバティブ取引は行っておりません。

- (2) 金利リスク算定方法の概要
 - (ア) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVE 及び△NII 並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

125年

②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

2.5年

③流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

金融庁が定める保守的な前提を採用

④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

想定していません。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

単純合算しています。通貨間の相関は考慮していません。

⑥スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等) △EVE 算出に当たり、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しております。

⑦内部モデルの使用等、△EVE 及び△NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

前事業年度における△EVE の最大値は 1,861 百万円であり、329 百万円の増加となっております。

前事業年度における△NII の最大値は 175 百万円であり、54 百万円の減少となっております。

- ⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
- △EVE で計測された金利リスクに対し、十分な自己資本の余裕を確保しており、リスクと収益のバランスを考慮した運用に努めております。
- (イ) 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVE 及び⊿NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
- ①金利ショックに関する説明

当金庫では、100BPV 及び VaR を用い金利リスクの影響を検証しております。

②金利リスク計測の前提及びその意味

当金庫では、過去の金利変動を統計的手法を用いてリスク量を測定する VaR(保有期間 20 日、信頼区間 99%、観測期間 5 年)及び 100BPV(金利が 1%上昇した場合)のストレスを活用してリスクコントロールに努めております。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクとは、金庫の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスク及び金庫自らがオペレーショナル・リスクと定義したリスクのことをいいます。

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであります。当金庫では、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定め、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。リスクの計測に関しましては、当面、バーゼルⅢにおける基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。また、これらリスクに関しましては、各主管部署において、協議・検討するとともに、必要に応じて常務会を通じ、理事会に報告する態勢としております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーショナル・リスク相当額の計算にあたっては、基礎的手法を採用し、1 年間の粗利益に 15%を乗じた額の直近 3 年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額としております。なお、同手法に基づく 2021 年 3 月期のオペレーショナル・リスク相当額は、136 百万円であります。

金銭の信託

1.運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

2019年度		2020年度		
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	
_	_	_	_	

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.満期保有目的の金銭の信託

・・・該当ありません

3.その他の金銭の信託

・・・該当ありません

デリバティブ取引

当金庫は、次に掲げるデリバティブ取引はいたしておりません。

- 1. 金利関連取引
- 2. 通貨関連取引
- 3. 株式関連取引
- 4. 債券関連取引
- 5. 商品関連取引
- 6. クレジットデリバティブ取引

会計監査人の監査報告

2021 年6月 18 日開催の第77 回通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

財務諸表の適正性等の確認

2020 年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について 適正性・有効性等を確認しております。

2021年6月/8日

宮古信用金庫

理 事 長

奇差. 哈豆

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

[基本報酬及び賞与]

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

[退職慰労金]

- 退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っており ます。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規定で定めております。

a. 決定方法

理事は理事会で決定しております。

監事は監事会にて決定しております。

(2) 2020 年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	38

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です(期中退任者及び期中に理事を退職し、監事に就任した者も含む)。
 - 2. 上記の内訳は、「基本報酬」36百万円、「賞与」2百万円となっております。 なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

(単位:百万円)

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1っ高第3号及び第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2020年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
 - 2.「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
 - 3.「同等額」は、2020年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 - 4. 2020年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

信田会庫法施行規則に基づく開示項目一覧 **》**

頁

21

21 21~22

23~30

17~19 29

30

25 12

30

31

30

		こ基づく開示項目一覧》 ブルス作成しており、その規定における各項目は以下のページに掲載しておりま
項目	頁	項目
4. 単体(信用金庫法施行規則第132条における規定)		③ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金
1. 金庫の概況および組織に関する事項 (1) 事業の組織 (取組編)	4.4	④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 (3) 金融再生法開示債権の状況 21/
(1) 事業の組織 (取組編) (2) 理事および監事の氏名および役職名 (取組編)	14 14	(3) 金融再生法開示債権の状況 21/ (4) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定
(3) 事務所の名称および所在地 (取組編)	20	は、自己員本の元美の永元について金融が長官が <u>別にた</u> める事項 23 ⁷
2. 金庫の主要な事業の内容 (取組編) 16		(5) 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価
3. 金庫の主要な事業に関する事項	0 17	および評価損益
	i~6	① 有価証券 17·
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標		② 金銭の信託
① 経常収益	9	③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバテ
② 経常利益または経常損失	9	ィブ取引等)
③ 当期純利益または当期純損失	9	(6) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額
④ 出資総額および出資総口数	9	(7) 貸出金償却の額
⑤ 純資産額	9	(8) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表等
⑥ 総資産額	9	について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨
⑦ 預金積金残高	9	6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の
⑧ 貸出金残高	9	状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定める
⑨ 有価証券残高	0	もの
⑩ 単体自己資本比率	9	※直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作
⑪ 出資に対する配当金	9	成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名
⑪ 役員数	9	
⑬ 職員数	9	
④ 会員数	9	
(3) 直近の2事業年度における事業の概況		
① 主要な業務の状況を示す指標		
イ. 業務粗利益および業務粗利益率	9	
口、資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	9	
ハ・業務純益、実質業務純益、コア業務純益、		
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	10	
二. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、		
利回りおよび総資金利鞘	10	
木. 受取利息および支払利息の増減	10	
へ、総資産経常利益率	10	
ト・総資産当期純利益率	10	
② 預金に関する指標		
イ. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金 の平均残高	11	
□. 固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他		
区分ごとの定期預金の残高	11	
③ 貸出金に関する指標		
イ、手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平		
均残高	11	
ロ. 固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	11	
ハ. 担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額 11		
二、使途別の貸出金残高	12	
ホ. 業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合		
へ、預貸率の期末値および期中平均値	12	
④ 有価証券に関する指標		
イ、商品有価証券の種類別の平均残高	13	
口. 有価証券の種類別の残存期間別残高および平均残高	13	
ハ. 預証率の期末値および期中平均値	13	
4. 金庫の事業の運営に関する事項		
(1) リスク管理の体制	5	
(2) 法令等遵守の体制	7	
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組		
の状況 (取組編) 8	3~12	
(4) 金融ADR制度への対応	8	
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項		
(1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分	1~22	
計算事業をはおけるが理事を表	+ ~∠∠	

21

21

計算書または損失金処理計算書

① 破綻先債権に該当する貸出金

② 延滞債権に該当する貸出金

(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額